

○京都薬科大学図書館利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学図書館規則第6条の規定に基づき、図書館の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部学生、大学院学生、科目等履修生、単位互換履修生、大学院特別研究学生、研究生、委託生、研修員、研究員
- (2) 教育職員、事務職員、嘱託職員及び臨時職員等で図書館長が認める者
- (3) 卒業生、他の大学図書館長の紹介状を有する者及び図書館長が必要と認める者

(開館時間等)

第3条 図書館の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、土曜日は午前10時から午後5時までとする。

2 図書館の休館日は、京都薬科大学（以下「本学」という。）の創立記念日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本学が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更又は臨時に閉館することができる。

(館内閲覧)

第4条 館内の図書、雑誌及び学術資料等（以下「図書等」という。）は、自由に閲覧することができる。

(図書館利用証)

第5条 図書館は、第2条第1号及び第2号に定める者に対して、入学又は採用のときに別途定める図書館利用証を交付する。ただし、学部学生、大学院学生、教育職員、事務職員及び嘱託職員は、学生証又は職員証をもって図書館利用証とする。

2 図書等の貸出しを受けようとする者は、図書館員に学生証、職員証又は図書館利用証を呈示し、所定の手続きを経て、当該図書等の貸出しを受けねばならない。

3 図書館利用証を紛失又は破損若しくは汚損した者は、別途定める図書館利用証再発行願により、速やかに再発行の手続きをしなければならない。

(館外貸出し)

第6条 図書等の館外貸出しは、次の各号に掲げるところにより行う。

- (1) 図書は、2週間以内とする。ただし、貸出し期間中に第8条の規定により予約された図書については、引き続いて貸出さない。
- (2) 製本雑誌は1週間以内、未製本雑誌は2日以内とする。
- (3) 貸出し冊数は、図書、製本雑誌及び未製本雑誌の合計で1人5冊以内とする。
- (4) 禁帯出と指定された図書等及び新着雑誌は貸出さない。

(印刷及び複写等)

第7条 図書館利用者は、著作権法第31条の規定に基づき、館内に設置する複写機により図書等の複写をすることができる。ただし、複写に伴う著作権に関する一切の責任は、複写をした者が負う。

2 図書館利用者は、図書館が所蔵しない図書等の複写・借用を求めるときは、別途定める学外文献複写・現物貸借依頼票により、図書館に申し出ることができる。

3 前2項の利用料金は、有料とする。

(貸出し予約)

第8条 既に貸出されている図書等の貸出しを受けようとする者は、当該図書等の貸出しを予約することができる。

(図書の返却)

第9条 第4条による閲覧者は閲覧図書を閉館時まで所定の場所に戻さなければならない。

2 第6条により図書の貸出しを受けた者は、返却日までに当該図書を図書館カウンターへ返却しなければならない。

3 前項の返却をおこたった者は、次回の貸出しについて遅延した日数に2を乗じた期間を返却した日から貸出し禁止とする。

(遵守事項)

第10条 図書館利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内では他の利用者の迷惑となる行為をしないこと
- (2) 図書等への書き込み、破損又は汚損するような行為若しくは不正な館外持出し及び他人への転貸しをしないこと
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障となる行為をしないこと

2 前項に違反した者には、図書館の利用を禁止することができる。

(弁償)

第11条 図書館利用者は、その責に帰すべき理由により、図書等を破損、汚損又は滅失した

ときは、現物又は相当額を弁償しなければならない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、図書館の利用に関して必要な事項は、図書館運営委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この要綱（全部改正）は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、職員の名称変更に関する規程にもとづき2009年6月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2022年7月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2025年2月1日から施行する。